The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開 : 欧州拷問等防止委員会の実行から (1)
Author(s)	里見, 佳香
Citation	国際公共政策研究. 2004, 9(1), p. 119-137
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11185
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開
－欧州拷問等防止委員会の実行から－（1）

The Concepts of Torture and Other Ill-Treatment under European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment

里見佳香*
Yoshika SATOMI*

Abstract

What is "torture" and "inhuman" or "degrading" treatment or punishment? This is remains an unanswered question in international law. This article approaches the question by examining the activities of the European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment(CPT) which established under the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.

This paper is the first part of this article and deals with the definition and the function of "torture".

キーワード：欧州拷問等防止条約、欧州拷問等防止委員会、欧州人権裁判所、「拷問」、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」

Keywords：European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment(CPT), European Court of Human Rights(ECtHR), torture, inhuman or degrading treatment or punishment(ID)

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科　博士後期課程

1．はじめに

第二次世界大戦以降、拷問及び非人道的な、又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止が人類共通の課題であるとの理念の下に、これらの行為を禁ずる相当数の国際文書が採択されてきた[1)]。しかしながら、それら多くの国際文書は効果的な履行を確保するための手段を欠いている。又、履行手段があったにせよ、そのようなコントロールの実行は事後的救済に留まる傾向があり、実効性も長く課題となってきた。従って、拷問という現象の根本原因に取組み得る、予防的な性格をもつ手法に対する注目が高まっていたといえる[2)]。

本状況下において、欧州審議会は1987年11月26日、「人権及び基本的自由の保護のための条約」(以下、「欧州人権条約」という) 3条[3)]より派生した特別条約である「拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州条約」(以下、「欧州拷問等防止条約」又は単に「本条約」という)[4)] を署名のために開放した。欧州拷問等防止条約は条約の実施機関として、「拷問の予防」を主たる任務とする欧州拷問等防止委員会 (以下、「CPT」又は単に「委員会」という)[5)] をもち、委員会は1989年11月より精力的にその活動を行っている。CPTの機能は、欧州審議会における人権システムの中にあって、対応する欧州人権裁判所[6)]の司法的機構に併行する主体的な非司法的機構として構想された。即ち、委員会は、まず欧州人権条約3条を基礎としながら、その活動において法的な解釈を一切行わないことを明言している。さらに委員会は、締約国の拘禁施設[7)]への定期的な又はアド・ホック(ad hoc)な訪問に基づき、実践的な判断を行うことを旨としている。このCPTの判断は、約15年間に及ぶ訪問実行の集積を経て、特色ある実績をもつに至っている。

1）本文中に挙げた条約以外のものには、例えば、1969年の「人権に関する米州条約」5条2項、1981年の「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」5条、1985年の「拷問の防止及び処罰に関する米州条約」等がある。

2）See, Council of Europe (hereafter CE), *Historical background and main features of the Convention*, CPT/Inf/C(89)2[EN], 1989, para. 12 ; Antonio Cassese, "A New Approach to Human Rights : The European Convention for the Prevention of Torture", The *American Journal of International Law*, Vol. 83, No. 1, Jan., 1989, pp. 128-130.

3）Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. 本条約は1953年9月3日発効した。同3条は「拷問等の禁止」を規定する。

4）CE, CPT/Inf/C (2002) 1 [EN](Part 1), ETS No. 126, Strasbourg, 26. XI. 1987, pp. 1-11, Reprinted in *International Legal Materials*, Vol.XXVII, No. 5, 1988, pp. 1154-1159.
尚、本条約の正式名称はEuropean Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishmentであり、1989年2月1日に発効した。本稿における本条約の訳は筆者によるもので、筆者に責がある。

5）CPTの正式名称は「拷問及び非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州委員会」(European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)である。

6）European Court of Human Rights. 以下注釈において"ECtHR"と略記する。

7）本稿においては、「拘禁」という用語を逮捕に引き続く身体の拘束の意に限定せず、欧州拷問等防止条約の適用対象である「自由を奪われた者(1条)」が存在する施設一般について、「拘禁施設」という呼称を使用することとする。「自由を奪われた者」の範囲については後述する。

本稿の目的は、国際法における拷問行為の禁止に関する解釈、判断及び基準の最近の発展状況について考察を行うことにある。拷問行為の予防を第一の任務とするCPTの先進的な実行を分析することは、国際法上の「拷問」概念の解釈の進展を見る上で有用であると考える。しかし、現状では、欧州拷問等防止条約及びCPTを包括的に採り上げた先行研究は非常に少なく、日本における研究はさらに少ない[8]。従って、本稿では、CPTの実行がもたらした成果について、複数の面から考察してゆきたい。

本稿はまず、CPTの実行を分析することにより、欧州拷問等防止委員会独自の存在意義を検証する。委員会は明確な用語の定義を行わないことを明言しているが、曖昧な文言である「拷問 (torture)」[9] 及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰 (inhuman or degrading treatment or punishment)」及び「虐待 (ill-treatment)」等の用語の判断の蓄積を見る限りにおいては、CPTが実行上、一定の区分を行っていることが明白である。そして、このような区分に委員会の実行の特徴が最も顕著に現れているため、CPTによる当該用語の判断の分析を中心に進める。又、筆者は、欧州拷問等防止委員会の判断は、拷問行為の禁止という理念に基づいて相互の協力関係にある、欧州人権裁判所の判例法の、さらなる発展を促すものであると考える。加えて、CPTの実行は、他の国際人権機関の実行にも影響を及ぼし得るものであることが考えられる。このため、これらについても判例及び現実の動き等をふまえながら考察する。本稿は、2において用語の検討に入るための予備的考察を行う。そして、3で「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」及び「虐待」の内容の具体的考察を、4で欧州人権裁判所とCPTのアプローチの比較検討及び相互に与える影響の内容を検証する。最後に、5で、今後の展望を述べることとする。

本稿は、CPTによる1990年3月20－27日のオーストリアへの訪問から、2002年7月15－19日のマケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以下、「FYROM」という）訪問までの12年間の個別報告書を分析の対象とする。

尚、本稿における用語の使用方法を述べておく。まず、他の「拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約」（以下、「拷問等禁止条約」という）2条[10]及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」という）7条[11]等は、「拷問」以外に「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱

8）欧州拷問等防止条約及び委員会に関する部分的な研究は、板倉千明「トルコの拷問に関する二つの報告書―国連拷問禁止委員会と欧州拷問等防止委員会―」『関西大学法学論集』第45巻第4号、1995年、pp.236－263。又、安部哲夫「拷問及び非人道的で人間性を貶める処遇と刑罰を防止する欧州委員会（ヨーロッパの刑務所の状況について）―ESCニュースレターvol.1 no.2から」『NCCD Japan （全国犯罪非行協議会）26』、2002年、pp. 1-6等がある。

9）本稿における「拷問」とは、条約に規定された特定の意味をもつ文言を示す。このため、本稿における「拷問」を始めとする特定の意味をもつ用語は全てカッコ付で表記する。

10）本条約2条は「拷問の防止」を規定する。

11）本規約7条は「拷問又は残虐な刑の禁止」を規定する。

い又は刑罰(cruel, inhuman or degrading treatment or punishment)」を禁じている。しかしながら、本稿の分析対象は、特に「残虐な(cruel)」という文言を条文中に使用しない欧州拷問等防止条約であるため、同条約の用語法に従い、「残虐な」取扱い又は刑罰という概念は取扱わないこととする。本稿では以下において、このような「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」を、「ID」と略記することがある[12]。

次に、"detained person"、即ち、犯罪に対する有罪判決の結果以外の理由で身体の自由を拘束された者については「被抑留者」と、又、"imprisonment person"、即ち、有罪判決の結果として身体を拘束された者については「受刑者」と記述する[13]。尚、この2者は、欧州拷問等防止条約の適用の人的対象であり、その総称として、本条約1条に「自由を奪われた者（the persons deprived of their liberty)」として定められている。本稿では、この「自由を奪われた者」を、文脈により、「被自由剥奪者」と表記することがある。

2．欧州拷問等防止条約の性格及び人的対象

本稿は、紙幅の都合上、欧州拷問等防止条約及び欧州拷問等防止委員会の詳細には触れない。しかしながら、本条約及び委員会の成立・活動上における論点を明確にしておくことは、概念の検討に入るために不可欠であると考える。このため、本項では、欧州拷問等防止条約の目的及び性格、条約適用の条件、欧州拷問等防止委員会の活動の人的対象に関する簡単な考察を行っておく。

条約の目的及び性格、適用条件

欧州拷問等防止条約の目的は「拷問の予防」にある。本条約1条は、「訪問という手法によって、自由を奪われた者の取扱いを検討し、これにより、必要な場合には、これらの者に対する拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの保護を強化することを目的とする」と規定する。つまり、拘禁施設訪問制度を主幹とし、非司法的機構である欧州拷問等防止委員会を設置することによって、「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に対抗し、被自由剥奪者の保護を強化することが本条約の目的である。欧州拷問等防止条約及びCPTは、このような位置付けの下、欧州審議会の人

12)「ID」は、欧州拷問等防止条約1条に規定する「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」(Inhuman or Degrading treatment or punishment)を指す。即ち、「ID」とは、「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」、個別の「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」の3つの用語を総称する概念である。従って、「ID」を構成する特定の概念を示す用語ではない。そして、これらのうちのどれを指すのか明示しない用語である。

13) 北村泰三『国際人権と刑事拘禁』日本評論社、1996年、53頁参照。

権保護システムに組み込まれた。

条約の構成は、第1章「拷問等防止委員会」、第2章「委員会の構成」、第3章「委員会の活動」、及び第4章「雑則」から成り、主に条約の実施機関である委員会について規定する。

条約の適用条件について述べると、本条約は21条においてすべての留保を禁じており、又、デロゲーション(derogation)条項を設けていないため、平時と同様、緊急事態においても適用される。しかし、締約国は、例外的な状況がある場合、委員会が提案した時期又は特定の場所への訪問について異議を申立てることができる(9条)。9条1項は本条約の適用を一時的に停止し得る例外的な場合を定めるが、本稿が対象とする期間において9条が行使された事例は報告されていない。

一方、欧州拷問等防止条約17条3項[14]の規定により、武力紛争時における訪問の実行には一定の規制が伴う。CPTの「注釈的報告」(Explanatory Report)93によると、委員会は特に、「戦時における文民の保護に関する1949年のジュネーブ条約」[15] 及び「非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」[16]（以下、両者をあわせて「上記ジュネーブ条約」という）を考慮する[17]。国際的及び国内的な武力紛争時においては、上記ジュネーブ条約の適用が優先される。即ち、そのような状況下においては、CPTではなく国際赤十字委員会（以下、ICRCという）による訪問が行われる[18]。しかし、CPTは、特に非国際的紛争の場合においては、ICRCが正式に又は定期的に訪問しない特定の場所への訪問を、なお実行し得る[19]。

補足すると、欧州拷問等防止条約17条3項は、上記ジュネーブ条約に基づいてICRCが定期的に訪問している場所を委員会が訪問することを禁じている。しかしながら、ICRCが平時において特定国の拘禁施設を訪問する場合は、このような事項は上記ジュネーブ条約の枠外にあり、同時に当該事態は欧州拷問等防止条約17条3項においても想定されていない。そのため、仮にそのような訪問がICRCによって実行された場合、CPTは、個別の

14) 欧州拷問等防止条約17条3項は次のように規定する。「委員会は、一九四九年八月十二日のジュネーブ諸条約及びそれに対する一九七七年六月八日の追加議定書による利益保護国又は赤十字国際委員会の代表が定期的にかつ効果的に訪問している場所を訪問してはならない。」

15) Geneva Convention relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War of August 12, 1949. 注釈において以下「ジュネーブ第4条約」という。1950年10月21日発効。

16) Protocol additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts, Protocol II,「1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される非国際的犠牲者の保護に関する議定書」、1978年12月7日発効。

17) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 93. 尚、CPTの「注釈的報告」は複数回修正されているので、本稿で引用する「注釈的報告」は、全て最も新しく改編された年のものを用いることとする。

18) *Ibid.* 又、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」(通称は「ジュネーブ第3条約」) 126条及びジュネーブ第4条約143条を参照。

19) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no.126), 12 March 1997, para. 93.

状況及び訪問を受ける被自由剥奪者の利益等を考慮して対応を決定しなければならないと述べている[20]。欧州拷問等防止委員会がICRCに類似する機能及び手法を採用しているため、上記ジュネーブ条約及び欧州拷問等防止条約間の条約適用の区分、並びにICRC及びCPTの個別の権限を特定することが必要である[21]。

条約の人的適用対象

次に、本条約適用の人的対象について考察する。欧州拷問等防止条約が条約の適用対象とする「自由を奪われた者」、即ち被自由剥奪者の範囲に関して、委員会は複数回にわたって見解を述べている。CPTの「注釈的報告」24によると、条約の目的に沿う「自由を奪われた者」の概念とは、欧州人権裁判所及び欧州人権委員会[22]の判例法によって明らかにされた、欧州人権条約5条の意義の範囲内において理解されるべきものである[23]。しかしながら、欧州人権条約5条との関係における「合法的な」及び「非合法的な」自由の剥奪の間の差異は、委員会の権限の関係によって、CPTの活動においては重視しないとしている[24]。

欧州拷問等防止条約は訪問対象とする拘禁施設の設立主体を規定していないため、実際の訪問は、公的機関のみならず、私的に設立された機関に対しても行われる。従って、CPTの訪問は人が自由を奪われている多様な施設について行われ得る。事実、委員会は、刑務所及び警察留置場、出入国管理行政に関連する外国人の収容施設のみならず、精神療養施設、いわゆる老人ホーム、軍拘置施設等に留められている人々についても、「自由を奪われた者」の範疇に入ると判断して訪問を行ってきた[25]。又、委員会は、被抑留者及び受刑者の移動に伴う交通手段も「拘禁施設」とみなして、その訪問対象としてきている[26]。集約すると、欧州拷問等防止条約における「自由を奪われた者」に該当する基準とは、当該「自由の剥奪」が、公の当局の行為及び決定の結果によって引き起こされたものであるかどうかに依る。従って、条約の性格上、委員会は、公の当局によって非自発的に自由を奪われた者が所在するという事実のみを理由として、締約国への訪問を行い得るのであ

20) *Ibid.*
21) *Ibid.*, para. 94.
22) 1998年11月1日の欧州人権条約第11議定書発効により、欧州人権委員会の任務は欧州人権裁判所に統合された。これ以降、「欧州人権裁判所」という文言を使用するときは、「欧州人権条約第11選択議定書発効以前の欧州人権委員会」の意を含むこととする。
23) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 24.
24) *Ibid.*
25) *Ibid.*, para. 30.
26) See, for example, CE, Report to the Russian Government on the visit to the Russian Federation carried out by the European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CPT) (hereafter Report on the visit to Russia by the CPT) from 2 to 17 December 2001, CPT/Inf (2003)30, para. 126.

る[27]。しかし実際には、このような場合は、委員会が、当該被自由剥奪者が訪問を希望していることを確信する場合でなければ認められないとしている[28]。

CPTの第7次一般年次報告書においては、欧州拷問等防止条約の人的適用対象に関する委員会のより詳細な姿勢が記されている。例えば、これまでに、上陸を拒否され、空港のイミグレーション施設に拘禁されている人々が「自由を奪われた者」に該当するかといった問題があった。そのような人々は、国際便の航空機を自発的に利用することによっていつでもその地を離れることができるため、被自由剥奪者とよばれる者には該当しないとする意見が存在したのである。しかしながら、欧州拷問等防止委員会は一貫して、トランジット及び「国際的な」領域における滞在は、CPTの権限の及ぶ範囲でもある、欧州人権条約5条1項の意味における「自由の剥奪」を構成し得ると主張してきた[29]。

1996年の欧州人権裁判所の*Amuur v. France*事件判決は、このようなCPTの考え方を支持するものである[30]。本件において、Paris-Orly空港のトランジットに20日間拘禁された4人の庇護希望者に関し、欧州人権裁判所は次のように判示した。即ち、「庇護希望者が、彼らが庇護を希望している国を自発的に離れることが可能であるという単なる事実は、自由にかかる制限を排除し得るものではな［く］、申立人をそのようなトランジット領域に拘禁しておくことは、被った制限という観点からみて、事実上、自由の剥奪と同義である」[31]（［ ］は筆者による補足。以下同じ）という。このような欧州人権裁判所の判断は、CPTのアプローチが本裁判所の決定の変化を導き、欧州人権裁判所と欧州拷問等防止委員会両者の姿勢が一致した事例のひとつを示している。

一方、18歳以下の「未成年者」[32]を、「自由を奪われた者」と認めるかという問題に関しては、現時点においては、欧州人権裁判所とCPTの判断は異なる。18歳以下の「未成年者」を、欧州人権条約5条の意味における「自由を奪われた者」として認めることについて、欧州人権裁判所の判例法は慎重であり、常にこれを認める立場にはない。これに対して、CPTは、国の裁判所又は国の当局の判断により「未成年者」が親族又は扶養者の許から離されて他の場所に送られる場合は、その事実自体が、当該「未成年者」の「自由を奪う」ものであると判断し、そのような「未成年者」が所在する拘禁施設への訪問調査

27) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 32.
28) *Ibid.*
29) CE, *7th General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (97)10[EN], 1997, paras. 24-36.
30) ECtHR, *Amuur v. France*, Judgment of 25 June 1996, App. No. 19776/92, 1996, http://hudoc.echr.coe.int/hudoc/ViewRoot.asp?Item=0andAction=HtmlandX=1111081058andNotice=0andNoticemode=andRelatedMode=0. paras. 37-49. 欧州人権裁判所は本件においてCPTのアプローチに言及している。尚、以降、本稿において引用する欧州人権裁判所の判例であって、出典の明記されていないものは、すべて欧州人権裁判所の判例検索システム"HUDOC", http://hudoc.echr.coe.int/hudoc/default.asp?Language=enand Advanced =1, (last visited on 23 December 2003)により入手した判例を示す。
31) *Ibid.*, paras. 37-49.
32) CPT及び欧州人権裁判所のいう「未成年者」とは18歳以下の者を指す。

を行ってきた。さらにCPTは、旧ソヴィエト連邦及び東欧圏の諸国に多い泥酔者の一時収容施設についても、条約の適用対象施設であるとみなして調査を行った経験がある。

このようにCPTは、「事実上の被自由剥奪者」を広範にカヴァーするため、「自由を奪われた者」の範囲を柔軟に解釈しているといえる。

3.「拷問」及び「拷問」の下部概念に関するCPTの判断基準

欧州拷問等防止条約は、条約に規定する「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に関する何らの実体的規定をも含んでおらず、これらの異なる概念の定義づけを試みてもいない。しかし、委員会は、拘禁施設への実際の訪問において、本条約の理念に基づいた特徴的な判断を下してきており、このような委員会の実行は条約の理解を促すものである。そこで本項では、訪問実行を通じ、「拷問」行為の概念に関して委員会に蓄積された判断を検証する。欧州拷問等防止条約の正式名称は「拷問及び、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州条約」であり、本条約1条はこれらの防止を規定している。従って、本稿で考察の対象とする概念は、主に「拷問」、「非人道的な取扱い又は刑罰」及び「品位を傷つける取扱い又は刑罰」となる。しかしながら、筆者は、本条約に定めのない「虐待」という用語についても、CPTがこれを特徴的に使用していると考えるため、この「虐待」の考察も付加して行うこととする。

3-1 「拷問」

CPTによる「拷問」の認定

最初に、CPTの「拷問」概念について考察する。CPTの「注釈的報告」26は、欧州拷問等防止条約が禁止する「拷問」及び「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」は、それぞれ条文において異なった表現がなされているにも関わらず、欧州人権条約3条等の、諸種の国際文書中に見受けられる一般的な国際基準と同じものであると述べている[33]。さらに、CPTは、「拷問」が身体的若しくは心理的な虐待行為又はその双方を含む概念であることをその実行において示唆している[34]。しかし、現在までに公表された報告書の中で、「拷問」の記述のあるものは少ない。個別報告書及びCPTの各種文書を見る限りにおいては、CPTは「拷問」の認定に際して、厳しい審査基準を設けているように思

33) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126) , 12 March 1997, para. 26.

34) Rod Morgan and Malcolm D. Evans, *Combating Torture in Europe*, Council of Europe Publishing, 2001, p. 60.

われる。これは何故であろうか。

以下では、これらについて検証・考察するために、まず、各個別報告書から本稿の対象期間における拷問認定の実行を抽出し、CPTの使用する「拷問」という用語の性格を明らかにする。次に、委員会が現在までに本用語を制限的に使用してきた理由について検討し、最後に、CPTの「拷問」概念の独自性の有無について、欧州人権裁判所を始めとした他の国際基準と比較しつつ考察する[35]。

「拷問」の認定例

本稿の対象期間における個別報告書で、「拷問」に言及のあるものは18例ある。適宜事例を参照しながらCPTの「拷問」への言及例をみてゆくこととする。

まず、1990年の個別訪問開始から2002年度分までの報告書において、「拷問」はほぼ警察署及び留置場等の警察機関において認定されている。刑務所における明確な拷問認定は、1991年のスペインのAlcala-Meco刑務所における認定例[36]があるのみである。

「拷問」の認定に関する記述は、先に述べたように、多くの場合非常に曖昧である。「拷問」という用語を使用しているものの拷問認定に至った個々のケースの詳細が不明な事例には、1993年のギリシア[37]、1997年のエストニア[38]、1998年のウクライナ[39]、1999年のブルガリア、2001年のグルジア[40]等多数の例が該当する。これらの報告書の記述は、例えば2001年のグルジアのように、「[申立てられた]数例又は多くの虐待の苛烈さの程度は、拷問を構成するとみなし得るものであった」等と、曖昧に表現されている。グルジアの報告書においては、かかる表現の後に、具体的な身体的虐待の申立例が3例挙げられているが、これらが「拷問」の認定例であるかということにつき明記していない。即ち、CPTはどのような行為の、どの程度苛烈な事例について「拷問」を認定したのかということに関する明確な説明を行っていないことが殆どである。

他の事例を挙げると、2002年度のトルコの訪問において、委員会は、「［訪問先の拘禁施設における被自由剥奪者達］は拷問に達する苛烈な虐待を申立てた」として、明確に「拷問」の認定を行っている。本報告書において申立てられた虐待行為は、被自由剥奪者

35) 尚、CPTの個別報告書においては、「拷問を構成するとみなし得る」といった表現のように、ある行為が「拷問」にあたるとは明確に認定されないことが殆どである。しかしながら、先行研究の捉え方及びCPTの活動の性格から考えて、本稿ではこれに類似する表現がなされた場合、「拷問」の認定がなされたとみなすこととする。加えて、CPTが「非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」、「虐待」等の認定を明示することも少ないが、これらについても「拷問」と同様に取扱う。CPTがこのような曖昧な表現を行う理由については後に考察する。

36) CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96)9[EN] (Part1), para. 91.

37) CE, *Report on the visit to Greece by the CPT from 14 to 26 March 1993*, CPT/Inf (94)20 [EN], para. 17.

38) CE, *Report on the visit to Estonia by the CPT from 13 to 23 July 1997*, CPT/Inf (2002)26, para. 15.

39) CE, *Report on the visit to Ukraine by the CPT from 8 to 24 February 1998*, CPT/Inf (2002)19, para. 20.

40) CE, *Report on the visit to Georgia by the CPT from 6 to 18 May 2001*, CPT/Inf (2002)14, para. 20.

の殴打、男性器の圧迫、冷水の放射[41]、睡眠の剥奪、長時間の起立の強要等であった[42]。当該状況におけるこれらの虐待行為が、「拷問」に該当する「苛烈さ」を呈していたであろうことは推測できる。しかし、このように明白な拷問認定事例であっても、これらの虐待行為の明確な「苛烈さ」の程度、及び、上記の虐待行為が、それぞれ単独で「拷問」として認定されたのか、若しくは複数の行為の複合状態が「拷問」に達したと判断されたのかということ等に関しては確定的な記述がない。

又、CPTは、被自由剥奪者により申立てられた具体的な虐待行為を記載した後に、それらが医学的診断の結果、しばしば申立ての内容と一致した事例を挙げる。しかし、そうであるからといって、そのような事例が「拷問」の認定例であるのかということに関しては、やはり明記しないことが一般的である。

従って、拷問認定に達する具体的な基準を明らかにするためには、複数の「拷問」認定事例の内容を比較検討することが必要となってくる。CPTによる「拷問」の認定は、身体的拷問と心理的拷問とに分類できるため、先に身体的拷問の事例をみながら検討してゆくこととする。最初に、1994年のオランダの警察留置場において、CPTは、「拷問に達する苛烈な虐待の申立てを複数聴取した」[43] と述べて、特に次のような事例を挙げた。即ちそれは、武装銀行強盗の容疑で1993年8月に逮捕され、警察の尋問過程において性器に2度電気ショックを加えられたとする男性の被自由剥奪者の申立てである。明示されてはいないが、表記の事実からみて、上記の行為が「拷問」に達すると判断された可能性は高いと考えられる。さらに、そうであるならば、当該事例において、被自由剥奪者の性器に「電気ショック」を「2度」与える行為が、「拷問」に達する「行為」及び「苦痛の苛烈さ」に該当すると判断する際の重要な要素となったことが伺える。

一方、「拷問」に関する記述のある18例の報告書からは、「拷問」を構成し得ると判断された具体的な虐待行為には一定の類似性が見出せることも明らかとなった。例えば、電気ショック、falaka[44]、身体の宙吊り、ガスマスク等を用いた強制的窒息、器具を使用した長時間の殴打等、又はこれらが併用された事例については、頻繁に「拷問」が認定されている。但し、拷問認定が多くなされている虐待が行われたという事実が、即ち「拷問」の認定を意味する訳ではない。例えば、1992年のキプロス及び2001年のFYROMへの訪問

41) 尚、「冷水の放射」とは、被自由剥奪者の衣服を剥奪し、冷たい外気中に裸体で放置した後にホースで冷水を浴びせる等の行為をさす。このような措置は各国の拘禁施設に共通してみられる虐待行為のひとつである。

42) CE, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 21 to 27 March and 1 to 6 September 2002*, CPT/Inf (2003)28, para. 21.

43) CE, *Report on the visit to Netherlands Antilles by the CPT from 26 to 30 June 1994*, CPT/Inf (96)1[EN] (Part 1), para. 16.

44) *falanga*とも称される、両足の裏を警棒等で長時間殴打する伝統的な拷問方法。当該行為が激しい苦痛を引き起こすこと及び、当該手法が人体の細胞組織を傷つけるため、後に歩行困難等の後遺症が発生し易いことでも広く知られる。See, *Israel and the Occupied Teritories*, Amnesty International, Amnesty International Secretariat, London, 1984, pp. 21-26.

においては、それぞれfalaka及びこれに類似する両足裏の殴打の申立てがあったが、「拷問」は認定されていない[45]。この他にも、1993年のアイルランドのLimerick刑務所に関する報告書には、被自由剥奪者に対する特定の看守による身体的虐待行為があまりに過酷であったため、上級の看守が一時当該行為を制止するという状況があったことが記されているが、このような苛烈な身体的虐待行為に対するCPTの認定は、単に「虐待」に留まるものであった[46]。

詳細な記述が欠けているため、例えば申立てが同じfalakaであっても、それぞれの虐待行為の「苛烈さ」について一概に比較することはできない。しかしながら、他の虐待行為と区別して上記のような虐待行為を特記している、という事実から、具体的に記された特定の虐待行為が、「拷問」と認定されやすい傾向にあることは、ひとつの判断基準となろう。

次に、心理的な拷問の認定事例を検討する。そうした事例として、2001年のロシアの未成年者拘禁施設の例等がある。当該事例においては、供述を得るために、未成年の被抑留者に対して、身体的虐待及び心理的脅迫が行われたことが確認された[47]。委員会は、15歳の少年が、自供しなければ肛門に異物を挿入してその写真を撮り、少年の友人達に写真を公開する等といった脅迫を受けたことが、「当該少年への心理的拷問を構成する」と判断している[48]。さらに委員会は、とりわけ、このような心理的虐待行為が「敏感な」年齢の者、即ち未成年者に対して行われる場合には、事態は「特に深刻な様相」を呈すると述べた[49]。

他に、1990年のデンマークにおける独房監禁に関する特定の申立てについて、「心理的拷問」にあたると判断された例がある[50]。本件の詳細は不明であるが、当該記述から、特定の状況における独房監禁措置は、「心理的拷問」及び後に述べるIDの双方に該当する可能性がある。しかし、独房監禁に関する事例であって「心理的拷問」に言及しているのは本稿の対象期間においてはこの一例のみであり、これ以外の事例はすべてID又は「心理的虐待」にあたると判断されているため、この独房監禁措置については、特にIDの項で考察することとする。

---

45) CE, *Report on the visit to Cyprus by the CPT from 2 to 9 November 1992*, CPT/Inf (97)5[EN] (Part 1), para. 15 ; CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 21 to 26 October 2001*, CPT/Inf (2003)3, M. S. Case, para. 22.

46) CE, *Report on the visit to Ireland by the CPT from 26 September to 5 October 1993*, CPT/Inf (95)14 [EN], *Garda Siochana case*, para. 64.

47) CE, *Report on the visit to Russia by the CPT from 2 to 17 December 2001*, CPT/Inf (2003)30, para. 18.

48) *Ibid.*

49) *Ibid.*

50) CE, *Report on the visit to Denmark by the CPT from 2 to 8 December 1990*, CPT/Inf (91)12 [EN], para. 26.

CPTの想定する「拷問」の性格

事実関係を整理したので、次に、CPTの実行から、委員会の使用する「拷問」という用語の性格を抽出してゆきたい。最初に、個別報告書の記述から、「拷問」が判断された場所に関する考察を行う。M. D. Evans及びR. Morganは、現在までに「拷問」がほぼ警察留置場において認定されている理由について、「[CPTの想定する]拷問とは、目的性をもち、又故意に苦痛を与える行為であって、他の拘禁施設におけるいかなる虐待行為にも類似しない独自性のある行為であるという性格をもつ。このような行為は、刑務所その他の機関に比較して、主として警察の留置の過程で起こりやすいものである」[51] と説明している。被自由剥奪者から供述又は情報を引き出すという目的のある警察機関における尋問は、既に刑が確定している刑務所の拘禁に比して、強制力が行使されやすい状況にあることは想像に難くない。尚、1988年から93年にかけてCPTの委員長を務めたA. Cassese は、Morganらよりも明確に、「拷問は特定の国家における警察留置場及び憲兵機関(gendarmerie)によって行われるものである。[CPTが訪問した]刑務所当局及びその他の国立の収容施設はそのような残酷な手法を使用したことはない」と述べている[52]。しかし、既述の通り、1991年のスペインへの訪問において、刑務所内の措置について「拷問」が認定された事例[53]があるため、このCasseseの分析は事実誤認であるといえる。

次に、CPTの使用する「拷問」の一般的な性格について考察する。個別報告書において、「拷問」、「苛烈な虐待」[54] 及びその他の「虐待」という3つの用語の使い分けが整然となされてきていることから、CPTの使用する「拷問」はまず、他の形態の虐待行為からは明確に区別された用語であることが伺える。こうした複数の用語を使い分ける理由の一つには、現在、欧州人権裁判所が、以前に下した判決を再評価する動きを見せているという事情が影響していることが考えられる[55]。CPTは自身の活動方針である協力原則等に基づき、その活動の過程において、欧州人権裁判所による欧州人権条約3条の解釈を妨害するべきではないと考えている[56]。そのため、欧州人権裁判所の判例法との抵触を避ける

51) M. D. Evans and R. Morgan, *Preventing Torture -A Study of the European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment-*, Clarendon Press/Oxford, 1998, p. 233.

52) A. Cassese, *Inhuman States : Imprisonment, Detention and Torture in Europe Today*, Cambridge/Polity Press, 1996, p. 66.

53) CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96)9[EN] (Part 1), para. 91.

54)「苛烈な虐待」の性格については特に次稿3-3-(1)で詳述する。

55) 例えば、以前であれば「非人道的及び品位を傷つける」ものであるとみなされたであろう虐待行為の形態についても、「拷問」という用語で表現するようになってきているという変化がみられる。このように判決の再考が後に言及されている事件には、*Ireland v. United Kingdom*判決がある。ECtHR, *Ireland v. United Kingdom*, Judgment of 18 January 1978, App. No. 5310/71, 1978.

56) このようなCPTの前提は欧州拷問等防止条約17条2項に規定されている。17条2項は次のように規定する。「この条約のいかなる規定も、欧州人権条約の権限またはその条約に基づいて締約国が負う義務を制限し若しくは離脱するものと解釈してはならない。」

傾向がある[57]。従って、欧州人権裁判所の判例法に変化がみられる現在、複数の用語を選択肢としてもつことは、欧州人権裁判所の解釈判断との間の潜在的な衝突を避けるための有用な手段になり得るのである。さらに、これは、欧州人権裁判所の使用する「拷問」という非常に制限的な用語を使用しないことによって、CPTがより幅広い実行に実際に関わり得る手段ともなる[58]。

又、Morgan及びEvansは、CPTの使用する「拷問」及び「苛烈な虐待」、「虐待」という用語が、「目的性をもち、故意に与えられる身体的虐待」に限定して使用されていると分析する[59]。実際、例えば、1991年及び1994年のスペインの訪問においては、ビニール袋を用いた強制的窒息、電気ショック、頭部を水に漬ける行為、警棒又は電話帳等の重い本を用いた殴打、被害者自身の脚や手首を支えにした吊るし上げ等の行為を、「拷問」及び「他の苛烈な虐待」の例として挙げ、平手打ち、蹴り、殴打、暴言を伴う「粗暴な取扱い」等の行為を、「苛烈さの程度のより低い虐待」若しくは「他の形態の虐待」の例として挙げている[60]。さらに1990年のデンマークの訪問報告書中においては、「身体的虐待」との小見出しにおいて、「拷問」及び「苛烈な身体的虐待」の用語を使用している[61]。

これらの事実から、Morgan及びEvansが述べる通り、「拷問」や「苛烈な虐待」、「虐待」という用語は、特に直接的な身体的虐待行為に関連づけて使用されているようである。加えて、CPTは、「拷問」と「苛烈な虐待」とを、類似する表現として併記していることも分かる。

しかしながら、Morgan及びEvansは、CPTの言及する、「心理的拷問」及び「心理的虐待」の存在について述べていない。既に検討したように、CPTは複数の個別報告書において、非身体的な拷問行為に関して「心理的拷問」、「心理的虐待」という用語を別に使用している[62]。即ち、Morgan及びEvansが、「拷問」及び「虐待」という用語を、「心理的拷問」及び「心理的虐待」を含んだ文言として想定していることも予測できるものの、CPTの使用する「拷問」という用語は、必ずしも身体的虐待行為に限定されるものではない。尚、「心理的拷問」に達し得ないと考えられる程度の心理的な拷問行為は、個別報

57) CE, *Explanatory Report ; European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*, (ETS no. 126), 12 March 1997, para. 27.
58) R. Morgan and M. Evans, *op. cit.*, 2001, pp. 59-71.
59) M. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 233.
60) CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96)9[EN] (Part 1), paras. 17-21 ; CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 10 to 22 April 1994*, CPT/Inf (96)9[EN] (Part 2), paras. 16-21.
61) CE, *Report on the visit to Denmark by the CPT from 2 to 8 December 1990*, CPT/Inf (91)12 [EN], paras. 19-38.
62) See, for example, CE, *Report on the visit to Russia by the CPT from 2 to 17 December 2001*, CPT/Inf (2003)30, para. 18 (psychological torture) ; CE, *Report on the visit to United Kingdom by the CPT from 29 November to 8 December 1999*, CPT/Inf (2001)6, paras. 31-39 (psychological ill-treatment).

告書中において、特に、「心理的虐待」と表現される[63]。

続いて、CPTの個別訪問報告書には、被自由剥奪者がいかなる過程において虐待を受けたかということがほぼ必ず記されている。例えば、前出のスペインの刑務所においては、反抗的な態度をとったり、危険な状態にあると判断されたりした受刑者に対して、看守による特殊ガスの散布及び殴打が行われていたことが記されている[64]。又、2002年のFYROMにおける拷問認定事例では、当該被自由剥奪者が自供を引き出すために警察留置場に留置され[65]、さらに、前出のロシアの心理的拷問認定事例においては、被自由剥奪者の少年に対し、自供を引き出すために脅迫行為が行われたことが明記されている[66]。

これらのことから、「拷問」の判断事例には、一般に、被自由剥奪者を鎮静させるため、被自由剥奪者から自供又は情報を引き出すため、屈辱を与えるため、脅迫するためといった、目的性及び故意性が存在していることが浮かび上がってくる。従って、CPTのマンデートの範疇にある、「拷問」を含む虐待行為が認定されるためには、目的及び故意の存在が要請されることが伺える。即ち、被自由剥奪者に対して無意識的に又は偶然に激しい苦痛を生じさせた場合、当該措置は「拷問」であるとはみなされない可能性がある。

最後に、「拷問」が認定された行為は一定の類型化をなし得る。「拷問」の認定例を整理すると、直接的な身体的虐待行為については、例えば、特殊な技術を使用した場合[67]、特別な器具を使用した場合[68]、又は特別な形式の準備を要する場合[69]等に、当該事態が「拷問」であると判断される可能性が高くなる傾向がある。つまり、一般的に述べて、CPTの個別訪問の過程において数多く見られる、拳又は手の平による殴打や蹴り等その他の形態の暴力行為は、それらが苛烈な苦痛をもたらし、又は情報を引き出すため等の明確な目的をもつ性格を備えている場合であっても、現在までのところ、当該事項単体で「拷問」に当然該当し得ると委員会に認められるには至っていないように思われる。

以上、CPTの拷問認定に対するアプローチについて述べた。これまでの報告書に記されている委員会の判断及びMorganらの学説を集約すると、CPTの身体的及び心理的な「拷問」認定に際しては、現在のところ、基本的に3つの必要条件が要請される。即ち、第1に、当該虐待行為に目的が存在すること、第2に、当該虐待行為に故意が存在するこ

63) See, for example, CE, *Report on the visit to Turkey by the CPT from 2 to 14 September 2001*, CPT/Inf (2002)8, para. 24.
64) CE, *Report on the visit to Spain by the CPT from 1 to 12 April 1991*, CPT/Inf (96)9[EN] (Part 1), paras. 91-92.
65) CE, *Report on the visit to FYROM by the CPT from 15 to 19 July 2002*, CPT/Inf (2003)5, para. 10.
66) *Russia 2001, op. cit.*, para. 18.
67) 一般に、既述の「ファラカ(falaka)」、「パレスチナ吊るし(palestinian-hanging)」として知られる被害者の腕や脚等の身体の一部分によって被害者自身の身体を長時間吊り下げる虐待行為、高圧にした水を浴びせる行為、被害者の頭の上に金属製の缶を乗せ、それを金属棒や棍棒で叩くといった措置等がこれにあたる。
68) 電気ショックを与える装置がこれにあたる。
69) 電気ショックを与える際の身体の固定措置等がこれにあたる。

と、そして第3に、与えられた虐待の方法に何らかの特異性又は特徴があることである。又、CPTの実行上において、第3の要件は、特殊化された技術又は器具の使用の存在を含意する。上記の3点の基準を満たしていることは、当該行為がまず、「拷問」又は「苛烈な虐待」であると判断される素地となる。

それでは、この「拷問」と「苛烈な虐待」の間を最終的に区分する要素は何であろうか。筆者は、その答えの一つとして、「苦痛の程度」及び、申立てられた行為が「広く知られた虐待行為であるか否か」という2点の要素があると考える[70]。その根拠には、まず、falaka、電気ショック及び「パレスチナ吊るし」等の措置が、CPTにより、少なくとも「苛烈な虐待」以上の虐待であると判断される可能性が高いという事実がある。CPTは個別報告書中において、falaka及び「パレスチナ吊るし」等が「激しい苦痛を引き起こす措置」であることを度々認めており、これらの激しい苦痛を引き起こすことで知名度の高い虐待行為は、必然的に拷問認定がなされやすい傾向にある。

即ち、委員会は、上記の3点の基準に準拠しつつ、申立てられた虐待の「苦痛の程度」を勘案し、医学的証拠及び申立人の供述の一貫性等から当該申立ての信頼性を検討した上で、最終的な判断を下していると思われる。さらに、その検討の際に、申立てられた行為が「その残酷さが広く知られた虐待行為」であると判断された場合は、その事実自体が、委員会の「拷問」認定の判断に、より積極的に作用することが予想される。

尚、「拷問」認定の第3の基準に関しては、1999年に採択された欧州人権裁判所の*Selmouni v. France*事件判決[71]及び本判決を嚆矢とするその後の欧州人権裁判所やCPTの実行の集積に照らして考えると、より最近においては、特殊化された身体的又は心理的な特殊技術及び器具の使用という要件は次第にその重要性を失いつつあるように思われる[72]。

---

70) この他にも、証拠上又は文脈上の要因等が当然に関係していることが推測される。又、状況証拠の信憑性が、どの程度「虐待」と「拷問」を区別する際の認定基準に影響するか、という問題につき、*Morgan*及び*Evans*は、明確な証拠があるにもかかわらず拷問認定を行わなかった例としてハンガリー及びポーランドの、認定された事例としてブルガリア及びルーマニアの訪問例を挙げ、この認定の差異の説明として、欧州拷問等防止条約8条5項に基づいてCPTが出す緊急提言に対する締約国の反応の内容が重要であるとする説を挙げている(前掲、*Combating Torture in Europe*, pp. 61-63)。本稿では参考に挙げるに留めることとする。

71) ECtHR, *Selmouni v. France*, Judgement of 28 July 1999, App. No. 25803/94, 1999.

72) *Selmouni v. France*において、欧州人権裁判所は、自由を奪われた人々の観点からは、厳密な必要性のない物理的な力の行使は人間としての尊厳を傷つけ、又、このような措置は、3条に規定される権利の侵害にあたることを繰り返し述べた。さらに裁判所は、*Selmouni*氏の受けた取扱いは、当該者の状況にかかわらず、「誰にとっても憎むべき屈辱的な行為」であると判断し、本件の状況下においては、身体的及び心理的虐待の全体を考慮して、申立人の受けた苦痛が、(何らの器具を使用しなかったにもかかわらず)「苛烈な」ものであり、特別に重大及び残虐なものであると判断し、当該行為が3条の目的に照らして「拷問」を構成すると判示した。厳密な必要性のない強制力の行使と3条違反の関係については、他にECtHR, *Ribitsh v. Austria*, judgement of 4 December 1995, para. 38, 及び*Tekin v. Turkey*, judgement of 9 June 1998, para. 53等を参照。

CPTによる制限的な「拷問」認定の意義

次に、委員会が現在までに「拷問」という用語を制限的に使用してきた理由について考察する。委員会の実行の過程において、「拷問」が認定され難い理由には2つの要因が関係していると考える。即ちそれは、CPT及び締約国間の関係と、CPT及び欧州人権裁判所の判例法との関係である。 第1の要因にCPTと締約国間の関係を挙げた理由には、まず、国際人権法における「拷問」という用語の独自の地位がある。これは欧州人権裁判所の判例法においても顕著に現れている。例えば、*Ireland v. U.K.*事件判決[73]において、「特定の虐待の形態が拷問であるかどうか判断されるためには、欧州人権裁判所は3条の概念中に具体化される拷問の概念及び、同条の非人道的な又は品位を傷つける取扱いの間の差異について考慮しなければならない。[本]裁判所が以前に判示したように、そのような区別を行うことで、苛烈な及び残酷な被害をもたらした、故意の非人道的取扱いに対し、特別の汚名（special stigma）を着せることが、本条約[74]の意図するところであるからである」[75] と判示された。即ち、本判決に示されるように、「拷問」という用語には、残虐な形態の非人道的な又は品位を傷つける取扱いに対して、「特別に汚名を着せる表現」としての独自の地位が与えられている。このような事情を考慮すると、欧州拷問等防止条約の各締約国が、不名誉の感覚を伴う「拷問」という用語の認定に対し非常に敏感な反応をみせることは理解できる。実際に、CPTの第2次一般年次報告書においては、「欧州拷問等防止委員会」という委員会の名称が訪問先の拘禁施設にとり受容れ難い感情を引き起こす問題について、既に議論がなされている[76]。つまり、「拷問」という用語の適用が、締約国の体面を傷つけることにあたるため、本用語の認定には自然と慎重にならざるを得ない面がある。特に、欧州拷問等防止委員会は、自身の活動上の2大原則のひとつである「協力原則」との関係で、締約国に対して政治的な配慮を行うことが十分に考えられる。これが、CPTが「拷問」の認定に関して制限的な態度をとっている理由のひとつである。

さらに、第2の要因として挙げた、CPTと欧州人権裁判所の判例法との関係について説明する。既に述べた通り、CPTの判断は、実行上、欧州人権裁判所の判例法に特別な考慮を払い、これを参照している。このため、CPTの拷問認定に対するアプローチは、当然に欧州人権裁判所の判例法に通じるものでもある。即ち、欧州人権裁判所が採用する「拷問」という用語の制限的な使用は、必然的にCPTのアプローチのそれともなるのである。

73) ECtHR, *Ireland v. United Kingdom*, Judgment of 18 January 1978, App. No. 5310/71, 1978, para. 167.
74) 欧州人権条約3条を指す。
75) *Ireland v. United Kingdom,, op. cit.*, para. 167.
76) CE, *2nd General Report on the CPT's activities*, CPT/Inf (92)3[EN], 1992, para. 63.

CPTの想定する「拷問」概念の独自性

以上、「拷問」の一般的な性格に関する考察を述べた。これまでの主な分析を検証するため、まず、既出の考察と、CPTによる「拷問」概念の解釈に関する先行研究とを比較してみる。Casseseは、CPTの委員長を退任した後の1996年に独自の見解を述べている。即ち、「我々の間においていかなる協議もなしに、我々は、拷問とは、人に対して供述、情報を強制的に引き出すため、又は屈辱を与え、罰し、脅迫するために、心理的なもの又は身体的なものであるかを問わずにとられるすべての形態の抑圧又は暴力であるということに賛成する。すべての拷問行為に関する事例において、非人道的な取扱いは故意になされるものである。即ち、一人の人間が、他の者の身体又は精神を傷つけるため及びその者の尊厳を傷つけるためにそのような行動をとることがこれに該当する。換言すると、拷問とは、人間に対して屈辱を与え、傷つけ、品位を下げるという意図をもった行為であり、彼又は彼女の対象者を『物体』のようにならしめる行為をさす」[77] という。しかしながら、その後、Evans及びMorganは、このCasseseの解釈に従って当時CPTが活動していたのかどうかは不明であり、本説には明確な根拠がないとの評価を下している[78]。

Casseseに比して、Evans及びMorganは、より控えめな表現を行っている。即ち、CPTは「拷問」を、「偶然又は一時の興奮状態等とは対極に位置する故意性を備え、苛烈な苦痛を引き起こす意図をもって、情報若しくは供述を引き出すため、又はその他の目的を達成するために行われる行為」と捉えている、と述べる。この2つの研究で示されている故意性及び目的性という要素は、本稿において筆者がCPTの報告書から抽出した「拷問」認定の基本的要件に一致する。

それでは最後に、このような、CPTの捉える「拷問」概念が、他の国際基準及び実行と比較した場合に独自性をもつかという点に関する考察を行う。CPTの考える「拷問」に比して、他の条約機関のアプローチはどのようなものであろうか。拷問概念を解釈する他の主要な国際人権文書である、欧州人権条約、拷問等禁止条約及び自由権規約における3通りのアプローチを概観することとする。

上述したCPTの「拷問」認定の前提条件はまず、*Greek*事件において欧州人権委員会が定義した「拷問」を認定するための3つの基準、即ち、「苦痛の程度」、「明確な故意の存在」及び「限定された目的」に一致する[79]。欧州人権条約3条違反認定に伴う一般的な基準には、まず、当該虐待の結果、「苛烈な」身体的及び心理的苦痛またはそのいずれか一

77) A. Cassese, *op. cit.*, p. 47.
78) M. D. Evans and R. Morgan, *op. cit.*, 1998, p. 233.
79) ECtHR, *12 Year book of the European Convention on Human Rights, The Greek Case ; Denmark v. Greece, App. No. 3321/67, Norway v. Greece, App. No. 3322/67, Sweden v. Greece, App. No. 3323/67, Netherlands v. Greece*, App. No.3344/67, p. 186, para 2.

方が引き起こされたこと、並びに当該虐待が故意に行われたこと、そして最後に、申立人に加えられた虐待行為に対して、自供又は情報を引き出す、若しくは申立人を脅迫するといった目的性があったこと、即ち合目的性の存在が挙げられる[80]。そして、既に示した通り、これらの要件に合致する虐待行為の中でも、「特別の汚名を着せる」必要性があると裁判所が判断した事例に対して、「拷問」という用語が適用される[81]。

次に、拷問等禁止条約も、欧州人権裁判所のこのような基準に類似する基準を採用している。拷問等禁止条約1条に規定する「拷問」の定義、即ち成立要件を整理すると、第1に、当該行為が激しい苦痛を故意に与えること、第2に、当該行為の実行に一定の目的又は動機が存在すること、第3に、当該行為に何らかのかたちで公務員が関与していることとなり[82]、欧州人権裁判所及びCPTの定める3点の基準に加えて、公務員の関与という要素が付加されている。既述の通り、欧州拷問等防止条約の適用の対象となる「自由の剥奪」には、これに公の決定が関与していることが要件とされるため、間接的な公務員の関与という点において、CPTの基準は、拷問等禁止条約が定める3点目の要件にも合致する[83]。

さらに、自由権規約7条の規定する「拷問」という文言は、CPTの使用する「拷問」と同じく、心理的及び身体的拷問を共に意味するものと理解されている[84]。自由権規約の履行監視機関である「人権委員会」(以下、「規約人権委員会」という)[85] は、7条が広範に適用されることを述べているが、同条の適用の基準及び7条にみられる用語の定義を明らかにしてはいない[86]。規約人権委員会の「見解(views)」の多くは、事案を列挙し、当該事実が7条に違反すると認める記述に留まるものであり、同条所定のいずれの概念に該当するかを明示していない[87]。しかしながら、委員会の「一般的な性格を有する意見(General Comment)」7等の記述からは、個別の事例においては、特定の取扱いの「種類」、「目的」及び、問題となっている行為の「苛烈さ」の3点の分析がなされ、これが規約人権委員会が解釈する7条所定の各用語の基本的な考慮要素となっていることがわかる[88]。即ち、規

80) *Ibid.*
81) ECtHR, *Ireland v. United Kingdom*, Judgment of 18 January 1978 , App. No. 5310/71, para. 167.
82) 大倉一美編著『拷問禁止条約とは何か』創史社、1998年、86-87頁。
83) 拷問等禁止条約が定める「拷問」の実行行為者は、公務員の扇動により実行する者を含む。これは、公務員の消極的関与があるものについても本条約が適用されることを示している。本条約における拷問の実行行為者の範囲については、村上正直「拷問等禁止条約が定める拷問の定義について」『阪大法学』、第137号、1986年、148頁を参照。
84) 芹田健太郎「内外人平等原則と品位を傷つける取扱いの禁止」『ジュリスト』、826号、有斐閣、1984年、30頁。
85) Human Rights Committee (hereafter HRC).
86) HRC, *General Comment (hereafter GC) 20*, 10 March 1992, http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/6924291970754969c12563ed004c8ae5?Opend ocument, para. 4 (last visited on 20 May 2004) ; Dominic Mcgoldrick, *The Human Rights Committee ; Its Role in the Development of the International Covenant on Civil and Political Rights,* Clarendon Press/Oxford, 1994, para. 9. 15 ; Sarah Joseph, Jenny Schultz and Melissa Castan, *The International Covenant on Civil and Political Rights,* Oxford University Press, 2000, para. 9. 16.
87) 村上正直、前掲論文、162頁。又Dominic Mcgoldrick, *ibid.*, para. 9. 12.
88) HRC, *GC7*, 30 May 1982, http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/7e9dbcf014061fa7c12563ed004804fa?Opendo cument, para. 2. (last visited on 20 May 2004)

約人権委員会のこの3点の要素も、基本的に、拷問等禁止条約の規定及び欧州人権裁判所の判例法と同様、CPTの定める基準と軌を一にするものである。

以上のことから考えて、CPTの実行より抽出した判断基準は、これらの主な国際法の「拷問」認定に関する基準に概ね一致するものである。即ち、こと「拷問」という用語の使用に関しては、CPT独自の判断基準が特に構築されているようには見受けられない。これまで見てきたように、「拷問」という用語をCPTが明らかに制限的に使用しているという状況も、CPTが「拷問」の認定に関して、他の国際基準に配慮した判断を行っていると考える根拠のひとつであると考える。 (未完)